

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール Ver.2

産業医科大学病院

1. 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールの目的

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールは、産業医科大学病院（以下、当院）と保険薬局（以下、薬局）との間で院外処方箋における典型的な疑義照会の対応について事前に取り決め、医師および薬局薬剤師の業務の簡素化と負担軽減を目的とする。

2. 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールの運用

- ・ 当院と薬局との間で合意書を交わし、本プロトコールを運用する。
- ・ 事前に取り決めた内容は、都度の薬局から医師への疑義照会を不要とし、処方変更に同意を得たものとして取り扱う。
- ・ 本プロトコールに基づいて処方変更し調剤した場合は、その内容を保険薬局から病院の薬剤部（FAX：093-691-7385）に報告する。報告の際は、院外処方箋の「保険薬局からの疑義照会」の欄に内容を記載し、「産業医科大学病院との合意による処方変更」の印判を押す。
- ・ 薬剤部では、保険薬局からの処方変更の報告を電子カルテに記載し、必要に応じて代行入力で処方オーダー修正する。

3. 処方変更を可とする事前の取り決め（都度の疑義照会を不要とする処方）

【原則】

- ・ 先発医薬品から後発医薬品への「変更不可」等の記載がある場合、保険薬局はその指示を優先し、プロトコールに基づいた処方変更の対象としない。
- ・ 麻薬については、プロトコールに基づいた処方変更の対象としない。
- ・ 医薬品の銘柄等をプロトコールに基づいて処方変更する場合、保険薬局は医薬品の適応症等に留意する。
- ・ 医薬品の剤型や規格等をプロトコールに基づいて処方変更する場合、保険薬局は製剤上の安定性や溶解性、体内動態等について、問題がないことを判断する。
- ・ プロトコールに基づいて処方変更する場合、保険薬局はおくすり手帳等による情報提供を実施し、支払金額の変更が伴う際には患者へ説明のうえ同意を得る。

【疑義照会不要例】

(1) 成分名が同一の銘柄変更

例：フォサマック錠35mg → ボナロン錠35mg

※ 先発品間、局方品間での変更も可とする。

- (2) 内服薬の剤形変更(安定性、利便性の向上、医薬品出荷規制へ対応するための変更に限る)
錠剤やカプセル剤から口腔内崩壊錠への変更あるいはその逆、散剤から錠剤への変更あるいはその逆など。

例：アレロック錠5mg → アレロックOD錠5mg

ビオフェルミンR散 → ビオフェルミンR錠

(粉砕) アスベリン錠10mg 2錠 → アスベリン散10% 0.2g

※ 用法・用量が変わらない場合のみ可とする。

※ 安定性、溶解性、体内動態等を考慮すること。

※ クリーム剤→軟膏、軟膏→クリーム剤などの外用剤の剤形変更は不可とする。

- (3) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更(安定性、利便性の向上、医薬品出荷規制へ対応するための変更に限る)

例：5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

20mg錠 1回0.5錠 → 10mg錠 1回1錠

- (4) 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉砕、混合すること、あるいはその逆(規格の変更も含む)。ただし、抗悪性腫瘍薬を除く

例：(粉砕) メドロール錠4mg 0.5錠 → メドロール錠2mg 1錠

同一処方内に2種類の外用剤 → 混合の指示の追加

※ 安定性のデータに留意すること。

- (5) 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること、あるいはその逆(抗悪性腫瘍剤、および「一包化不可」との記載がある場合は除く)

※ 服薬アドヒアランスが改善されると判断できる場合や患者が希望する場合に限る。

- (6) 湿布薬や塗布剤等の外用剤で、処方総量が変わらない場合の規格変更

例：ロコイド軟膏0.1%5g 2本 → ロコイド軟膏0.1%10g 1本

アドフィードパップ40mg 6枚入 7パック → アドフィードパップ40mg

7枚入 6パック

- (7) 隔日投与や曜日指定等の指示がある医薬品や週1回服用製剤、月1回服用製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化(薬歴や患者面談上、処方間違いが明確な場合)

例：(他の処方薬が28日分処方するとき)

アクトネル錠17.5mg (週1回製剤) 1回1錠 1日1回 起床時 28日分 → 4日分

バクトラミン配合錠 1回1錠 1日1回 朝食後 火・金曜日服用 28日分 → 8日分

(8) 用法が指定された医薬品の用法変更

- 1) グリニド系速効型インスリン分泌促進薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更

例：レパグリニド錠0.5mg 1回1錠 1日3回 毎食前 → 毎食直前

- 2) α-グルコシダーゼ阻害薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更

例：ミグリトールOD錠50 mg 1回1錠 1日3回 毎食前 → 毎食直前

- 3) EPA製剤、EPA・DHA製剤の用法が「食直後」以外の場合の「食直後」への変更

例：エパデールS600 1回1包 1日3回 毎食後 → 毎食直後

- 4) 「食直前」に指定された高リン血症治療薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更

例：レナジェル錠250mg 1回4錠 1日3回 毎食前 → 毎食直前

- 5) 「食直後」に指定された高リン血症治療薬の用法が「食直後」以外の場合の「食直後」への変更

例：リオナ錠250mg 1回1錠 1日3回 毎食後 → 毎食直後

- 6) ビスホスホネート製剤の用法が「起床時」以外の場合の「起床時」への変更

例：アクトネル錠17.5mg 1回1錠 1日1回 朝食後 → 起床時

- 7) ボリコナゾールの用法が「食間（食事2時間後）」以外の場合の「食間（食事2時間後）」への変更

例：ボリコナゾール錠200mg 1回1錠 1日2回 朝夕食後 → 朝夕食間

- 8) 「就寝直前」に指定された睡眠導入薬の用法が「就寝前」の場合の「就寝直前」への変更

例：デエビゴ錠5mg 1回1錠 1日1回 就寝前 → 就寝直前

(9) 疑義照会で確認が取れている漢方薬、メトクロプラミド、ドンペリドン等の「食後」投与

例：大建中湯エキス顆粒 1回1包 1日3回毎食後

→ 次回以降「毎食後」で確認済みとする

(10) 疑義照会で確認が取れている1日1回投与の高血圧治療薬等の1日2回投与

例：ニフェジピンCR錠20mg 1回1錠 1日2回朝夕食後

→ 次回以降「1日2回」で確認済みとする

(11) 疑義照会で確認が取れている「変更不可（医療上必要）」欄および「患者希望」欄へのチェックの追加および削除

※ 疑義照会で確認が取れているが、処方オーダーが修正されていない場合に限る。

4. 作成・改訂

作成（Ver.1）：2018年3月1日

改訂（Ver.2）：2026年8月1日